

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)	(九)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(十)	階床選択機	表示灯の点灯の状況	目視等により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。
			呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。
	(十一)	減速歯車	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			歯の状況(ウォーム・ホイール式のものに限る。)	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合にあっては、歯の段差及び欠損について目視等により確認し又は測定する。	イ 歯厚が設置時の8分の7未満であること又は運行に支障が生ずるおそれがある歯の欠損があること。 ロ 異常音又は異常な振動があること。
	(十二)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくは溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
			回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
			欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(十三)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			油の付着の状況	目視等により確認する。	ドラム又はディスクのバッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着があること。
	(十四)	巻上機	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。
			制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式にあってはかごの無積載下降時)のブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。
			保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する。	平成12年建設省告示第1429号(以下「制御器告示」という。)第一第一号の規定に適合しないこと。
			バッドの厚さの状況	バッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのバッドの摩耗量を確認する。	イ 運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までバッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ バッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあっては、1.1倍)以下であって、重点的な点検が必要な状態にあること。
			バッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するバッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	走行中にバッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視等又は触診により確認する。	イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。 ロ プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
			摩耗粉の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視等により確認する。	バッド等の摩耗粉があること。
			作動時の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視等及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にバッドとドラムがしゅう動していること。
	(十五)	そらせ車	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検(以下「テストハンマーによる打検等」という。)により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	著しい火花があること。
			ブラシの摩耗の状況	目視等により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm以内であること。
	(十七)	電動発電機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	著しい火花があること。
			ブラシの摩耗の状況	目視等により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm以内であること。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
	(十八)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。
			ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
	(十九)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置(以下単に「瞬間式回転速度計」という。)により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
	(一)	かご側調速機	滑車の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油が不十分であること。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	平成12年建設省告示第1423号(以下「制動装置告示」という。)第二二号の規定に適合しないこと。
			キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第二四号の規定に適合しないこと。
			キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視等により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
	(二)	釣合おもり側調速機	滑車の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油が不十分であること。
			かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。	釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度が1.1倍を超えていること。
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
			主索の径の状況	乗降する頻度の最も高い階(以下「基準階」という。)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
	(三)	主索又は鎖	主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 次に掲げる基準(以下「素線切れ要是正判定基準」という。)のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より綱索にあっては24本、8より綱索にあっては32本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より綱索にあっては12本、8より綱索にあっては16本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩耗がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 (4) 谷部で素線切れが生じていること。 ロ 次に掲げる基準(以下「素線切れ要重点点検判定基準」という。)のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より綱索にあっては18本、8より綱索にあっては24本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩耗がない部分の断面積に対する割合が70%以下であること。
主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況			全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 次に掲げる基準(以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。)のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の一構成より一ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること。(以下「錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。)	

二 共通

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視等により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
(四)	主索又は鎖の張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
(五)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索又は鎖及び调速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視等により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
(六)	主索又は鎖の緩み検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(七)	主索又は鎖の巻き過ぎ検出装置	作動の状況	目視等及び触診により確認する。	作動しないこと。
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(八)	はかり装置(乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に掲げるもの(籠の床面積が1.1㎡以下のものに限り。以下同じ。)以外のものに限り。)	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	目視等及び触診により確認する。	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと。
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(九)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと。
(十)	地震時等管制運転装置(特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。)	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第三号(かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、特殊告示第一第五号)の規定に適合しないこと。
		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
(十一)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
(十二)	換気設備等(機械室を有しないエレベーターに限る。)	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものについてはその設定を確認する。	特殊告示第一第三号ニの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
(十三)	制御盤扉(かご及び釣合おもりと干渉しないものを除く。)	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものについてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものについてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものについては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものについては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況(特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)	目視等により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	引き戸にあっては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 かが室		戸の反転作動の状況(動力により自閉するものに限る。)	目視等及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。
		連結ロープの状況	目視等及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
	(三) かがの戸のスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	制御器告示第一第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあつては75mm、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあつては50mmを超えていること。
	(四) 床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね50mmの位置及び75mmを超え200mmの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第一第一号の規定に適合しないこと。
		着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下75mmを超えること。
	(五) 車止め、光電装置等(自動車運搬用エレベーターに限る。)	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。
		車止めの設置の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。 ロ 車止めが変形又は摩損していること。
	(六) かが操作盤及び表示器	かが操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。
		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
		表示器の状況	目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(七) 操縦機	操作後の自動復帰の状況	作動の状況を確認する。	イ 制動装置告示第二第一号の規定に適合しないこと。 ロ 動きが円滑でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
	(八) 外部への連絡装置(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーターを除く。)	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。	イ 令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
	(九) かが内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(十) 用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(十一) かがの照明装置	設置、作動及び照度の状況	目視等により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第一第八号の規定に適合しないこと。
	(十二) 停電灯装置(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
(十三) かがの床先(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。)	かがの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況 フェツアプレートの取付けの状況	目視等により確認し又はかがの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。 目視等及び触診により確認する。	令第129条の7第四号の規定に適合しないこと。 取付けが堅固でないこと。	
(一)	かが上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況 取付けの状況	設置及び作動の状況を確認する。 目視等及び触診により確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。 取付けが堅固でないこと。
(三)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が上昇運転できること。
		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかご又は釣合おもりと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあつては釣合おもりが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあつてはストロークの2分の1を超えるまでに、巻胴式の場合にあつてはかがが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。
	リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。	
	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(四)	上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(五)	頂部綱車	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(七)	かごの非常救出口 (特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第129条の6第一号又は第四号(かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号)の規定に適合しないこと。
(八)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの(以下「ガイドシュー等」という。)	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(九)	かご吊り車	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十一)	施錠装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の8第2項の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準(JIS A4302)における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
		劣化の状況	目視等により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
		昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。
(十二)	可燃物の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
		戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視等により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の自閉の状況	目視等及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視等及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
		(十三)	乗り場の戸及び敷居	目視等及び触診により確認し又は測定する。
目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認し又は測定する。			令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
目視等により確認する。	目視等により確認する。			令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
(十四)	昇降路内の耐震対策	目視等及び触診により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
		目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
		目視等により確認する。	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

四 かご上

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
五 乗り場	(十五)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	損傷があること。	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。		
	(十六)	釣合おもりの各部	枠の状況	目視等及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。	
			ガイドシュー等の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
			ガイドシュー等の摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。	
			釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視等及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと。	
	(十七)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認する。 ニ スラック式のものにあっては、主索を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。	
	(十八)	釣合おもりの吊り車	作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	
			外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。	
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	(十九)	かごの戸の開閉機構	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			開閉の状況	目視等及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。	
			摩耗の状況	目視等により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	
			構成部材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(二十)	かごの枠	停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。	
			かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	五 乗り場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
				押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
表示器の状況				目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	
破損の状況				目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
(二)		非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(三)		乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視等により確認する。	劣化、破損等があること。	
			気密材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
			停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。	
(四)		昇降路の壁又は囲い	火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。	
	戸閉時間の状況(戸の面積が3㎡以内のものに限る。)		戸の開鎖時間を確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第一第一号イの規定に適合しないこと。		
(五)	制御盤扉(三方枠の一部に収納されたものに限る。)	構造及び設置の状況	目視等及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。		
(一)	保守用停止スイッチ	昇降路の壁又は囲い	構造及び設置の状況	目視等により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。		
(二)	底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。		
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
六 ピット	(三)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合及び巻胴式の場合にあっては、かごと緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあっては、ストロークの2分の1を超えるまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	制動装置告示第二第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況(油入式のものに限る。)	目視等によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。
	(五)	張り車	張り車の作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。
			張り車の取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視等及び触診により確認する。	張り車の取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
			タイダウンスイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			タイダウンの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視等により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視等及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。 ニ スラック式のものにあっては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が30分の1を超えていること。
			作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
			非常止めロープの状況	目視等により確認する。	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。
			外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(八)	かご下綱車	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			摩擦の状況	目視等により確認する。	著しい摩擦、変形、伸び又は錆があること。
	(九)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	釣合ロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ 触診により釣合ロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			釣合鎖とピット床のすき間の状況	目視等により確認する。	釣合鎖がピット床に接触していること。
かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。	
釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
止め金具及びその取付部の損傷の状況			目視等により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
	(十)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	イ 最小値が昇降機の検査標準(JIS A4302)における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。 ロ 次回の定期検査時又は定期点検時までイの基準に該当するおそれがあること。	
	(十一)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを「目視等」により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。	
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	
			移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の2分の1より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。	
	(十二)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
			ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
			突出物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
	(十三)	駆動装置の主索保護カバー(機械室を有しないエレベーターに限る。)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(十四)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	七 非常用エレベーター	(一)	かご呼び戻し装置	作動の状況	乗り場及び中央管理室のかご呼び戻し装置を操作し、かご及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止することを確認する。	令第129条の13の3第7項の規定に適合しないこと。
				取付け及び操作の状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
		(二)	一次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。
				取付け及び操作の状況	目視等及び触診により確認する。	スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
				最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号入力制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を「目視等」により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
(三)		二次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと、通常時の戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動しないこと、通常時の戸閉時間内で起動すること又はかごの戸若しくは乗り場の戸を開いた状態で運転をしないこと。	
			取付け及び操作の状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
			最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は二次消防運転モード時の信号入力制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を「目視等」により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。	
			速度の状況	瞬間式回転速度計により測定する。	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと。	
(四)		予備電源切替え回路	作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	
(五)		その他	中央管理室とかごの連絡装置の設置及び作動の状況	通話状態が良好か確認する。	令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話が確実でないこと。	
			かご及び昇降路の可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の13の3第4項の規定に適合しないこと、特殊告示第一第三号ロの規定に適合しないこと又は平成12年建設省告示第1428号第一若しくは第二の規定に適合しないこと。	
			ピット内の水に浮く物の状況	目視等により確認する。	ピット内の水に浮く物があること。	
			防滴処理の状況	目視等により確認する。	機器の防滴処理が適切に施されていないこと。	

■平20国交告第283号 改正

(別表第二) (油圧エレベーター)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を 目視等 により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
			手すりの位置及び取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を 目視等 により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ1.8m未満又は幅0.7m未満であること。
			階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと。
	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視等 により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視等 により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視等 により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
			防油堤の状況	目視 により確認する。	欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。
			標識の状況	目視 により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。
(三)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	目視等 により確認する。	特殊告示第一第一号口又は第三号トの規定に適合しないこと。	
		下降弁等の開放の状況	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	
(四)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
(五)		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等 により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
(六)		ヒューズ	設置の状況	目視等 により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。
(七)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
(八)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(九)		空転防止装置	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。
(十)	階床選択機	表示灯の点灯の状況	目視等 により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。	
		呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。	
(十一)	電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		発熱の状況(油浸式のものを除く。)	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
		電動機とポンプの連結部の状況(油浸式のものを除く。)	目視等 、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
			ポンプのバックイン部の状況 (油浸式のものを除く。)	目視等により確認する。	著しい油漏れがあること。	
(十二)		油圧パ ワーユ ニット	圧力計	設置の状況	目視等により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。
			圧力計	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
			圧力計	損傷の状況	目視等により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
(十三)			安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストップバーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。
(十四)			逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
(十五)			流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
(十六)			油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視等により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
				作動油の状況	目視等又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
				作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視等により確認する。	油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
(十七)			作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第四第二号若しくは第五第二号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
				起動設定温度の状況	目視等により確認する。	設定値が低温にあっては摂氏5度未満、高温にあっては摂氏60度を超えないよう設定されていないこと。
(十八)			ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視等により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
				油漏れの状況	目視等により確認する。	油漏れがあること。
(十九)			高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップバーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視等により確認する。	異常な変形があること。
				油漏れ及び損傷の状況	目視等により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。
		曲げの状況		目視等により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8360)の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8364)の最小曲げ半径未満であること。	
		可動部との接触の状況		目視等により確認する。	可動部と接触していること。	
(二十)		駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	
(一)		圧力配管	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
			油漏れの状況	目視等により確認する。	油漏れがあること。	
			浸水の状況	目視等により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。	
(二)		調速機(間接式のエレベーターに限る。)	滑車の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。	
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			支点部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油が不十分であること。	
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。	
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。	

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
二 共通			キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。	
			キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視等により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。	
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は调速機用ロープが滑ること。	
	(三)	主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。	
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。	
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。	
			主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。	
			主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。	
			鎖の給油及び外観の状況	全長を目視等により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。	
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。	
	(四)	主索又は鎖の張り(間接式のエレベーターに限る。)	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
	(五)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部(間接式のエレベーターに限る。)	かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。	
			主索又は鎖及び调速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
			止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。	
	(六)	主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
				作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(七)	はかり装置(乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に掲げるもの以外のものに限る。)	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況 取付けの状況	検出装置を動作させ確認する。 目視等 及び触診により確認する。	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと。 取付けが堅固でないこと。
(八)	プランジャー	取付けの状況 劣化の状況	目視等 及び触診により確認する。 目視等 又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。 著しい損傷又は腐食があること。
(九)	プランジャーストップ	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
(十)	シリンダー	劣化の状況	目視等 により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視等 により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十一)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を 目視等 により確認する。	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
(十二)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
(十三)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと。
(十四)	地震時等管制運転装置(特殊告示第一第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。)	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第二第三号の規定に適合しないこと。
		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
(十五)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
(十六)	換気設備等(機械室を有しないエレベーターに限る。)	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあってはその設定を確認する。	特殊告示第一第三号ニの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
(十七)	制御盤扉(かごと干渉しないものを除く。)	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあつてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあつてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあつては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあつては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等 により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視等 により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等 により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況(特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。)	目視等 により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等 により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視等 により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
三 かが室		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。	
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
		戸の反転作動の状況(動力により自閉するものに限る。)	目視等及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。	
		連結ロープの状況	目視等及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。	
	(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあっては75mm、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては50mmを超えていること。
	(四)	戸開き状態において作動する予圧装	作動の状況	予圧時にかごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
	(五)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね50mmの位置及び75mmを超え200mmの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第二第一号の規定に適合しないこと。
	着床装置の状況		作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下75mmを超えること。	
	(六)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動の状況	かごを着床面からおおむね300mmの位置に停止させてかごの戸を開き作動を確認する。	かごが動くこと。
	(七)	車止め、光電装置等(自動車運搬用エレベーターに限る。)	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。
			車止めの設置の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実にないこと。 ロ 車止めが変形又は摩損していること。
(八)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの(以下「ヘリポート用エレベーター」という。)にあっては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。	
		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。	
		表示器の状況	目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
(九)	外部への連絡装置(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーターを除く。)	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの(以下「ヘリポート用エレベーター」という。)にあっては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	イ 令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあっては特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。	
(十)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	
(十一)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	
(十二)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視等により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第一第八号の規定に適合しないこと。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(十三)	停電灯装置(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
(十四)	かごの床先(令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。)	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視等により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第129条の7第四号の規定に適合しないこと。
		フェッシャプレートの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
(二)	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	上部リミット(強制停止)スイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	ブランジャーリミットスイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。	スイッチより先にブランジャーストップパーが作動すること。
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)	ブランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間(間接式のエレベーターに限る。)	すき間の状況	ブランジャーストップパーによりかごを停止させ、かごの頂部すき間を測定する。	昇降機の検査標準(JIS A4302)の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。
(六)	頂部綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(七)	ブランジャー頂部綱車又は鎖車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		鎖車と鎖のかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	かみ合いに異常があること。
(八)	ブランジャーのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
(九)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 かが上			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(十)	かごの非常救出口 (特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第129条の6第一号又は第四号(かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号)の規定に適合しないこと。
	(十一)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(十二)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十三)	施錠装置(特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の8第2項の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準(JIS A4302)における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
	(十四)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(十五)	乗り場の戸及び敷居(特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視等により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
戸の可燃物の状況			目視等により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。	
戸の開閉の状況			目視等及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
戸の自閉の状況			目視等及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。	
(十六)	昇降路内の耐震対策	連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視等及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。	
		ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
(十七)	移動ケーブル及び取付部	突出物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
		移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	損傷があること。	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
	(十八)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視等及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。
			摩耗の状況	目視等により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。
構成部材の取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
停電時等の手動開放の状況			かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。	
(十九)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
五 乗り場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。ヘリポート用エレベーターにあっては、鍵を用いなければ操作できないことを併せて確認する。	押しボタン等が機能しない若しくは操作が円滑に行えないこと又はヘリポート用エレベーターにあっては、特殊告示第一第八号ホの規定に適合しないこと。
			表示器の状況	目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(二)	非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視等により確認する。	劣化、破損等があること。
			気密材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			戸閉時間の状況(戸の面積が3㎡以内のものに限る。)	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第一第一号イの規定に適合しないこと。
	(四)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視等により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。
	(五)	屋上の昇降路の開口部の戸(ヘリポート用エレベーターに限る。)	可燃物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(六)	屋上の柵及び警報装置(ヘリポート用エレベーターに限る。)	柵の設置及び警報装置の作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。
	(七)	制御盤扉(三方枠の一部に収納されたものに限る。)	構造及び設置の状況	目視等及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
(一)	保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。	
		設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。	
(二)	底部安全距離確保スイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
六 ピット	(三)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ(間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあってはかごと緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの2分の1を超えるまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況(油入式のものに限る。)	目視等によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。
	(五)	張り車(間接式のエレベーターに限る。)	作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。
			取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
	(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
冠水の状況			目視等により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。	
ピット内機器の状況			目視等及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
(七)	かご非常止め装置(間接式のエレベーターに限る。)	機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視等又は緩み検出装置の作動により確認する。	非常止め装置が作動しないこと。	
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が30分の1を超えていること。	
		作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	
(八)	かご下綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(九)	シリンダー下の綱車(間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(十)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視等により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	
		移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の2分の1より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。	
(十一)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況(間接式のエレベーターに限る。)	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
			突出物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(十二)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。

■平20国交告第283号(階段昇降機) 改正

(別表第三) (段差解消機)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆動装置 (油圧式以外)	(一) 電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
	(二) 減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
		潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	油量が適量でないこと。
		潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
		油漏れの状況	目視等により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		非常止め装置のキャッチの作動の状況(間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。
	(三) ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L=(100G) \div (G+1.25P)$ この式において、L、G及びPIは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値(単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重(単位 kg) P 定格積載量(単位 kg)
		主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
	ロープ式・巻胴式	主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		主索の張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(四)	駆動方式 (該当するものを選択する。)	主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視等により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
			ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
			巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
		ラックピニオン式	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			歯の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。
		チェーンスプロケット式	滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
			鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
		チェーンラックピニオン式	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。		最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。		
(一)	空転防止装置	設置及び作動の状況	ストップバルブが設置されているものにはストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認し、ストップバルブが設置されていないものには機械的にロックする位置において作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと。	
(二)	油圧パワーユニットの取付けの状況	パワーユニットの状況	目視等により確認する。	転倒防止又は移動防止ストッパーの取付けが確実でないこと。	
		油圧配管の状況	目視等により確認する。	圧力配管の固定、振動又は衝撃緩和措置が確実でないこと。	
		油圧配管貫通部の状況	目視等により確認する。	圧力配管の壁、床等の貫通部への措置が適切に行われていないこと。	
(三)	電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		発熱の状況(油浸式のものを除く。)	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
		電動機とポンプの連動部の状況(油浸式のものを除く。)	目視等、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。	
(四)	圧力計	設置の状況	目視等により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	
		損傷の状況	目視等により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
二 駆動装置 (油圧式)	(五)	油圧パ ワーユ ニット	安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストッパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値があるときはその値を超えていること。
	(六)		逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
	(七)		流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
	(八)		油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視等により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
				作動油の状況	目視等又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
				作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視等により確認する。	油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
	(九)		作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
				起動設定温度の状況	目視等により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏5度未満、高温にあつては摂氏60度を超えないよう設定されていないこと。
	(十)		ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視等により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
		油漏れの状況		目視等により確認する。	油漏れがあること。	
	(十一)	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視等により確認する。	異常な変形があること。	
			油漏れ及び損傷の状況	目視等により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。	
			曲げの状況	目視等により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8360)の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8364)の最小曲げ半径未満であること。	
			可動部との接触の状況	目視等により確認する。	可動部と接触していること。	
	(十二)	圧力配管	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	
劣化の状況			目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。		
油漏れの状況			目視等により確認する。	油漏れがあること。		
浸水の状況			目視等により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。		
(十三)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)	かごの保持の状況	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね65kgの偏荷重をかけ、かごの床の傾きを目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	かごの床の水平度が1/30を超えていること。		
		下枠及びアーム部の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。		
(十四)	プランジャー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。		
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視等又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあつては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。		
(十五)	プランジャーストッパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。		

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(十六)	シリンダー	劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視等により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十七)	主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視等により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが1.5%以上であること。
(十八)	主索又は鎖の伸び	主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階の着床位置に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。
(十九)	主索又は鎖の張り(間接式のエレベーターに限る。)	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
(二十)	主索又は鎖の取付部(間接式のエレベーターに限る。)	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(二十一)	主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
三 共通	(一)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	目視等により確認する。	手巻きハンドル等又は充電電池回路等が設置されていないこと。	
			制動装置等の開放の状況(油圧式のエレベーター以外のものに限る。)	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
			下降弁等の開放の状況(油圧式のエレベーターに限る。)	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	
			専用救出用具の設置の状況	目視等により確認する。	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。	
	(三)		接触器、継電器及び運転制御	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。	
	(四)		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。	
	(四)		ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(五)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25Vボルト以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(六)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
			ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
			突出物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
			転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。	
	(八)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。	
	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	
(二)	かごの戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	特殊告示第一第九号イ(2)の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じること。		
		戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。		
(三)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ(かごの戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。)	スイッチの設置及び作動の状況	乗降位置において戸又は可動式の手すりを徐々に閉じ、作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。		
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
(四)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。		
		表示器の状況	目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。		
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。		
(五)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。		
(六)	外部への連絡装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	イ 通話装置、警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。		

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
四 かが室	(七)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		取付けの状況		目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(八)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	特殊告示第一第九号イの規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(九)	車止め	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	車止めの機能が適切でないこと。
	(十)	かごの床先と出入口の床先との水平距離	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況	目視等により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	特殊告示第一第九号ロの規定に適合しないこと。
			渡し板の劣化の状況及び作動の状況	目視等により確認し及び作動の状況を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しないこと。
	(十一)	かご非常止め装置(かご非常止め装置が必要なものに限る。)	作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(十二)	かごのガイドシュー等	非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
	(十三)	かごの折りたたみ機構	摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
			作動の状況(手動でかごを開閉するものに限る。)	作動の状況を確認する。	かごが昇降中に、かごの折りたたみ機構が開いてもかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機構を折りたたんでもかごが停止しないこと。
	(十四)	かごの着脱機構(かごが着脱するものに限る。)	作動の状況(動力を使用してかごを開閉するものに限る。)	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号二の規定に適合しないこと。
			ロックの状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
(十五)	運転キー(運転キーが必要なものに限る。)	インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。	
		機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
	(一)	乗り場の操作盤	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号二の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			表示器の状況	目視等により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
	(二)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ(乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。)	破損の状況	目視等及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
			スイッチの作動の状況	乗降位置において、徐々に戸又は可動式の手すりを閉じ、作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。
	(三)	ドアロック	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
			ドアロックの解錠の状況(電気式解錠タイプのものに限る。)	かごを乗り場停止位置以外で停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
	(四)	非常停止スイッチ	ドアロックの解錠の状況(機械式解錠タイプのものに限る。)	かごを乗り場停止位置から50mmから100mmまでの位置に停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	(五)	乗り場の戸又は可動式の手すり	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
五 乗り場	(六)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第六第五号の規定に適合しないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあっては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ(障害物検出装置等を含む。)が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあっては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること(上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(七)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視等により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(八)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	き裂又は漏水により運行に支障が生じていること。
	(九)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十)	ガイドレール、駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(十一)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあっては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあっては障害物を感知しても作動しないこと。
			障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。
	(十二)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
進入防止用安全スイッチの作動の状況			レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。	
進入防止用ストッパーの状況(機械式のものに限る。)			目視等及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。	

■平20国交告第283号 改正

(別表第四) (いす式階段昇降機)

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 駆動装置	(一)	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。	
	(二)	制御器	接触器、継電器及び運転制御	作動の状況 電動機主回路用接触器の主接点の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。 目視等 により確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。 イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
	(三)		ヒューズ	設置の状況	目視等 により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(四)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(五)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
	(七)	減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。	
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を 目視等 により確認する。	油量が適量でないこと。	
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を 目視等 により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。	
			油漏れの状況	目視等 により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
	(八)	ブレーキ	非常止め装置のキャッチの作動の状況(間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。	
	油の付着の状況		目視等 により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。		
	パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)		目視等 及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。		
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。		
		制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあつては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあつては、制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L = (100G) \div (G + 1.25P)$ この式において、L、G及びPIは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値(単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重(単位 kg) P 定格積載量(単位 kg)		
	ラックピニオン式	摩擦式(駆動ローラー)	駆動ローラーの状況	かごを昇降して確認する。	ローラーの摩耗又は損傷により昇降できないこと。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。		
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。		
		取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		歯の欠損及びき裂の状況	目視等 により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。		
		滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。		

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(九)	駆動方式 (該当するものを選択する。)	チェーン スプロ ケット式	鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
	チェーン ラックピ ニオン式	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。	
(十)	鎖の緩み検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
(十一)	駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(十二)	かご非常止め装置 (かご非常止め装置が必要なものに限る。)	作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。	
		劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。	
(十三)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。	
(十四)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止)スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第七第四号の規定に適合しないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあっては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ(障害物検出装置等を含む。)が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあっては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること(上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。)	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(十五)	充電電池	作動電圧の状況	電圧を電圧計等により測定する。	定格電圧が得られないこと。	
		外観の状況	目視等により確認する。	電解液漏れがあること。	
		端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。	
		給電部の絶縁処置の状況	目視等により確認する。	通常の使用状態において給電部に容易に触れられること。	
(十六)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。	
(十七)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。	
(一)	いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	
		押しボタン又は操作レバーの作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと。	
		回転装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	回転装置のロックがかからないこと。	
		インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。	
		用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
(五)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあっては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあっては障害物を感知しても作動しないこと。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
二 いす関係		障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。	
	(六)	運転キー	作動の状況	作動しないこと。	
	(七)	安全ベルト	安全ベルトの状況	目視等により確認する。	変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。
			装着の状況	装着することにより確認する。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。
取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。	
(八)	いすの折りたたみ機構	作動の状況	作動の状況を確認する。	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。	
		損傷の状況	目視等により確認する。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。	
三 乗り場及び階段	(一)	乗り場の押しボタン等	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。
	(二)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
	(三)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(四)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
			進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
			進入防止用ストッパーの状況(機械式のものに限る。)	目視等及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。
	(五)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視等により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(六)	充電装置	充電の状況	充電されることを確認する。	充電されないこと。
			端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
			接触子の状況	目視等により確認する。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。
	(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視等により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

■平20国交告第283号 改正

(別表第五) (エスカレーター)

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機械室	(一)	機械室内の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視等により確認する。	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。	
			汚損の状況	目視等により確認する。	機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(三)		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
			ブレーキ用接触器の接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
	(四)		ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	ヒューズの熔断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。	
	(六)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(七)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
			整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	著しい火花があること。	
			ブラシの摩耗の状況	目視等により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm内であること。	
	(八)	ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	
			パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次の定期検査時又は定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあつては、1.1倍)以下であつて、重点的に点検が必要な状態にあること。	
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。	
			ブレーキ制動時のプランジャーの状況	踏段を保持している状態において目視等により確認し、ストロークを測定する。	イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。 ロ プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。	
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。	
			構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。	
停止距離の状況			踏段の無積載上昇時に非常停止ボタンを押し、停止距離を測定する。	平成12年建設省告示第1424号第三号の規定に適合しないこと。		
(九)			減速機	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	油量が適量でないこと。
				潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
	油漏れの状況	目視等により確認する。		オイルシールから著しい油漏れがあること。		
	発熱の状況	触診により確認する。		異常な発熱があること。		
	音の状況	聴診により確認する。		異常音があること。		

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(十)	駆動鎖(駆動鎖を設けたものに限る。)	駆動鎖の張りの状況	駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること。
		スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
		駆動鎖の伸びの状況	駆動鎖の伸びの状況	駆動鎖の伸びを測定する。	イ 駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。 ロ 駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視等により確認する。	イ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。 ロ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
		給油の状況	給油の状況	目視等により確認する。	給油が適切でないこと。
(十一)	踏段反転装置	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況(ベルトのものを除く。)	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況(ベルトのものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること。
		反転装置の作動の状況	反転装置の作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	踏段の反転が円滑でないこと。
		踏段鎖の張りの状況(ベルトのものを除く。)	踏段鎖の張りの状況(ベルトのものを除く。)	目視等により確認する。	従動輪に著しい揺れがあること。
二 昇降口	(一)	ランディングプレート	劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(二)	くし板	欠損の状況	目視等により確認する。	くし歯が欠損していること。
	(三)	くし板及び踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視等により確認する。	くし板と踏段とのかみ合いに異常があること。
	(四)	インレットガード	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	昇降起動スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(六)	警報及び運転休止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	警報音が鳴動しないこと又は運転休止ができないこと。
	(七)	速度	踏段の上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の110%を超えていること。
三 中間部	(一)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			駆動鎖の給油の状況	目視等により確認する。	給油が適切でないこと。
			ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況(狭圧式のものに限る。)	目視等又は触診により確認する。	著しい摩耗があること。
			ハンドレールの駆動力の状況	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視等及び聴診により確認する。	イ ハンドレールが150N未満の力により停止すること。 ロ 駆動輪、ローラー若しくはベルトにき裂、摩耗等があること又は異常音があること。
			ハンドレールと踏段の同期の状況	踏段の上昇及び下降中に踏段上でハンドレールをつかみ、踏段とハンドレールの同期を確認する。	令第129条の12第1項第三号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ト)の規定に適合しないこと。
	(二)	ハンドレール	劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(三)	内側板	劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(四)	踏段	踏面とライザー面の劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			ローラーゴムの劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(五)	踏段レール又はローラー	劣化及び振動の状況	目視等により確認し、踏段上での振動の有無を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。ただし、ローラーにあっては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること。
取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
	(六)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視等により確認する。	給油が適切でないこと。
			ベルトの劣化の状況	目視等により確認する。	剥離、摩耗、亀裂又はたるみがあること。
	(七)	スカートガード	踏段相互のすき間	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。	イ 平成12年建設省告示第1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)の規定に適合しないこと。 ロ 平成12年建設省告示第1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)に定める基準の0.95倍を超えていること。
			劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(一)	インレットスイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ホの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			非常停止ボタン	作動の状況	作動の状況を確認する。
	(三)	スカートガードスイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。
	(四)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
			作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
四 安全装置	(五)	踏段浮上り検出装置	可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
			作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
	(六)	駆動鎖切断時停止装置	可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
			設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。
	(七)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ヘの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	(一)	交差部固定保護板	取付けの状況	目視等及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成12年建設省告示第1417号第一第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視等により確認する。	破損していること。
	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵とのすき間が160mm未満であること又は200mmを超えていること。
			ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が160mm未満であること。
			外側板と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	外側板と進入防止用仕切板とのすき間が110mmを超えていること。
			ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールの下面から仕切板までの距離が25mm未満であること。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 安全対策			取付けの状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を 目視等 及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を 目視等 により確認する。	破損していること。
	(三)	落下物防止網	破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を 目視等 により確認する。	破損していること。
	(四)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視等 により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物があること。
	(五)	交差部可動警告板	取付けの状況	目視等 及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成12年建設省告示第1417号第1第四号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視等 により確認する。	破損していること。
	(六)	踏段面注意標識	標識の状況	目視等 により確認する。	標識が鮮明でないこと。
	(七)	登り防止用仕切板	設置の状況	目視等 により確認し又は測定する。	ハンドレールの下面から仕切板までの距離が25mm未満であること。
			取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視等 により確認する。	破損していること。
(八)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置(連動停止装置が必要なものに限る。)	設置及び連動停止の作動の状況	設置の状況を 目視等 により確認し並びにシャッター及び戸の閉鎖を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ハの規定に適合しないこと又は作動しないこと。	
六 その他	(一)	車いす搬送用踏段(車いす搬送用踏段が必要なものに限る。)	車いすを搬送する運転の状況	目視等 により確認する。	踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること。

■平20国交告第283号 改正

(別表第六) (小荷物専用昇降機)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
一 機械室	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視等により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。	
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視等により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。	
	(二)	点検用コンセント	設置の状況	目視等により確認する。	コンセントが設置されていないこと。	
			破損の状況	目視等により確認する。	破損していること。	
			通電の状況	点検灯、作業灯、テスター等により通電の状況を確認する。	通電していないこと。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(三)		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
			ブレーキ用接触器の接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
	(四)		ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(五)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(七)	減速歯車	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。	
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	油量が適量でないこと。	
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。	
			油漏れの状況	目視等により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
	(八)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。	
回転の状況			振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。		
欠損及びき裂の状況			目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。		
(九)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。		
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。		
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。		
	巻上機	油の付着の状況	目視等により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。		
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。		

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(十)		ブレーキ	パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあつては、1.1倍)以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。	
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。	
			ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視等又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。	
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。	
			構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。	
			作動時の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視等及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。	
			制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式にあつてはかごの無積載下降時)にブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。	
(十一)	そらせ車	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。		
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。		
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。		
(十二)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。		
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。		
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。		
(十三)	主索の緩み検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。		
(十四)	主索の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。		
		作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごと緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。		
(十五)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。		
二 かご室		(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			可燃物の状況	目視等により確認する。	難燃材料を使用していないこと。	
		(二)	積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
		(三)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視等により確認する。	設置されていないこと。
(四)	かごの戸	戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。		
			径の状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 最上階出し 入れ口	(一) 主索	素線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を 目視等 により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に 目視等 により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を 目視等 により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に 目視等 により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状況	全長を 目視等 により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(二) 主索の張り	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(三) 主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等 により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
	(四) 上部リミット(強制停止)スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが上昇すること。
		作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最上階を行き過ぎても停止せず、昇降路の頂部に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
		取付けの状況	目視等 及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五) かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩損の状況	目視等 、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
(六) かご吊り車	外観の状況	目視等 により確認する。	欠損又はき裂があること。	
	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(一)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視等 により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視等 により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。
(二)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視等 により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視等 により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1446号第七号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等 により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視等 により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて、容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視等 により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視等 及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視等 及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により、運行に支障が生じていること。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 各階出し入れ口	(三)	操作ボタン及び信号装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタン又は信号装置が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
	(四)	走行停止ボタン又はスイッチ	設置及び作動の状況	かごの走行中にボタン等を押して確認する。	設置されていないこと又は作動せずかごが停止しないこと。
	(五)	ドアスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第三号の規定に適合しないこと又は全閉位置から30mmを超えるすき間があり、戸が開いた状態においてかごが走行すること。
	(六)	ドアロック	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第四号の規定に適合しないこと。
			劣化の状況	目視等により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ 変形があること。
	(七)	戸開放防止警報装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	戸を開放した後、3分以上経過しても作動しないこと。
	(八)	二方向同時開放警告装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	二方向の戸が同時開放されたときに作動しないこと。
	(九)	積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
	(十)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視等により確認する。	設置されていないこと。
(十一)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		劣化の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
五 最下階出し入れ口	(一)	下部リミット(強制停止)スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが下降すること。
			作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最下階を行き過ぎても停止せず、ピット床に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(二)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視等により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視等及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(三)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視等により確認する。	かごが最上階に停止させたときにすき間がないこと。
	(四)	釣合おもりの各部	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	おもり片の落下等のおそれがあること又は取付けが確実でなく運行に支障が生じていること。
			ガイドシュー等の摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(五)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視等により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(六)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	損傷していること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			復帰時の状況	目視等により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。
	(八)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			復帰時の状況	目視等により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。